

越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事並びに設計、調査、測量及び土木施設維持管理に係る競争入札への不良・不適格業者の参入を防止し、入札及び契約の適正化を推進するため、越谷市建設工事入札参加資格に関する規則（平成元年規則第15号）第2条の規定により資格を有する者（以下「有資格者」という。）の営業実態の調査（以下「調査」という。）を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(調査対象)

第2条 調査の対象は、有資格者のうち、次のいずれかに該当する者（以下「調査対象者」という。）とする。

- (1) 市内業者（市内に本社、本店等を有する者をいう。以下同じ。）
- (2) 準市内業者（市内に支社、支店、営業所等を有する者をいう。以下同じ。）

(調査事項)

第3条 調査は、別表に定める調査事項その他の営業の実態に関する事項について行うものとする。

(調査方法)

第4条 調査は、総務部契約課に属する職員のうち市長が指定する者（以下「調査担当職員」という。）が調査対象者の事業所を訪問すること等により行うものとする。

- 2 調査担当職員は、事業所実態調査票（第1号様式）（以下「実態調査票」という。）に基づき、営業実態について現場確認、聴き取り調査等を行うものとする。
- 3 調査担当職員は、事業所を訪問するときは、越谷市職員服務規程（昭和45年規則第1号）第8条に規定する身分証明書を携帯し、関係者か

ら請求があったときは、これを提示しなければならない

- 4 調査担当職員は、調査終了後、実態調査票に必要事項を記入し、速やかに契約課長に報告するものとする。

(調査結果)

第5条 市長は、調査の結果、改善を要すると認めたときは、事業所実態調査改善通知書（第2号様式）（以下「改善通知書」という。）により調査対象者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により改善通知を受けた調査対象者は、事業所実態調査改善報告書（第3号様式）により、市長が改善通知書で指定する提出期限までに、改善状況を報告するものとする。ただし、指定された期日までに改善報告書を提出することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、市長は、別の期日を定めるものとする。

(再調査)

第6条 市長は、前条第2項の規定により改善報告書が提出されたときは、速やかに再調査を行い、改善がなされたかどうかを判断するものとする。ただし、事業所実態調査改善報告書により改善の状況が確認できたときは、この限りでない。

(入札参加の制限)

第7条 市長は、調査対象者が正当な理由なく調査を拒んだときは、当該有資格者の市内業者又は準市内業者としての入札参加を制限することができる。

- 2 市長は、調査の結果改善を要すると認めるときは、第5条第2項の規定による事業所実態調査改善報告書又は前条の規定による再調査により、改善が確認できるまでの間、当該有資格者の市内業者又は準市内業者としての入札参加を制限することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年告示第 142 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

調査事項及び調査内容

調査事項	調査内容
事業所の所在地及び代表者	名簿に登載されている事業所の所在地及び代表者が調査結果と相違していないか。
専任の技術者等	建設工事業の許可を受けた専任の技術者が常駐しているか。 建設工事以外の業種にあつては、事業所の責任者が常駐しているか。
店舗に掲げる標識等	建設業法（昭和24年法律第100号）第40条で定める標識が掲げられているか。 建設工事以外の業種にあつては、商号又は名称を記載した看板が掲げられているか。
事業所の概要等	常時建設工事等の請負契約の見積り、入札、契約締結を行うに当たり、事務用什器、各種事務台帳、契約に使用する契約印等が備わっているか。 業務を営むにあたり必要最低限の水道、電気等の設備があるか。